

○近江八幡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年3月28日

規則第23号

改正 平成29年3月31日規則第20号

平成30年7月17日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「計算方法告示」という。）及び住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「仕様基準告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、施行規則、基準省令、計算方法告示及び仕様基準告示において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「標準入力法及び主要室入力法」とは、基準省令第1条第1項第1号イ並びに同令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の規定により評価する方法をいう。
- (2) 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロ並びに同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の規定により評価する方法をいう。
- (3) 「評価書面」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める者が、法第29条第1項の規定に基づく認定又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請にあっては法第30条第1項第1号に規定する基準について、法第36

条第1項の規定に基づく認定の申請にあつては法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準について技術的審査を行い適合すると評価した書面をいう。

ア 建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合は、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

イ 建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

ウ 建築物の一部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合は、建築物のうち住宅の用途以外に供する部分については登録建築物エネルギー消費性能機関とし、住宅の用途に供する部分については登録住宅性能評価機関とする。

(4) 法第29条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の場合においては、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法の施行後に新築される建築物にあつては日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているもの、法の施行の際に現に存する建築物の住宅部分にあつては日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているものに限る。）は、前号に定める評価書面とみなすことができる。

(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第3号に定める評価書面とみなすことができる。

ア 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

イ 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係

る施行規則第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

エ 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（法の施行後に新築される建築物にあつては当該建築物に係る日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合しているもの、同法の施行の際に現に存する建築物の住宅部分にあつては当該住宅部分に係る日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級が等級3、等級4又は等級5に適合しているものに限る。）

（6） 「登録機関等」とは、評価書面を作成した者をいう。

（平29規則20・一部改正）

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第3条 省令第11条の規定により省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書（非住宅部分に限る。）及び建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の当該変更に係る部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書（非住宅部分に係る部分のうち、変更に係る部分に限る。））を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容が省令第3条の軽微な変更該当していると認めるときは、施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第2号）に同項の副本及びその添付図書（非住宅部

分に係る部分に限る。)を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

(平29規則20・追加)

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第4条 法第14条第1項の規定による命令は、命令書(別記様式第3号)により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による要請は、要請書(別記様式第4号)により行うものとする。

(平29規則20・追加)

(住宅部分に係る指示等)

第5条 法第16条第1項の規定による指示は、指示書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による命令は、命令書(別記様式第6号)により行うものとする。

3 法第16条第3項の規定による協議は、協議書(別記様式第7号)により行うものとする。

(平29規則20・追加)

(特定建築物に係る報告)

第6条 法第17条第1項の規定による特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況についての報告は、特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書(別記様式第8号)により行うものとする。

(平29規則20・追加)

(特定建築行為を取りやめる旨の申出)

第7条 法第12条第3項又は第13条第4項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書(別記様式第9号)により市長に申し出なければならない。

(平29規則20・追加)

(建築物の建築に関する届出に添付する図書等)

第8条 施行規則第12条第1項（施行規則第12条第2項で適用する場合並びに施行規則第14条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の表に掲げる図書（建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を変更しようとする場合にあっては、変更しようとする部分に限る。）及び施行規則第1条第1項の表（い）項に掲げる各種計算書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び高さ、届出に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置並びにその他必要な事項
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び屋根の構造

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付した場合にあっては、省令第1条第1項の表（い）項に掲げる各種計算書の添付を要しない。

(1) 建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第12条第3項又は法第13条第4項の規定に基づき交付した通知書（当該建築物等の全部について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行ったものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し

(2) 建築物の全部が一戸建ての住宅の用途に供するものである場合 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書であって、当該住宅に係る日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級4に該当し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合しているものの写し

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

(平29規則20・追加)

(建築物の建築に関する指示命令)

第9条 法第19条第2項及び法附則第3条第3項の規定による指示は、指示書(別記様式第10号)により行うものとする。

2 法第19条第3項及び法附則第3条第4項の規定による命令は、命令書(別記様式第11号)により行うものとする。

3 法第20条第3項及び法附則第3条第8項の規定による協議は、協議書(別記様式第12号)により行うものとする。

(平29規則20・追加)

(建築物に係る報告)

第10条 法第21条第1項の規定による建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況についての報告は、建築物(特定増改築に係る特定建築物)の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書(別記様式第13号)により行うものとする。

(平29規則20・追加)

(建築物の建築を取りやめる旨の申出)

第11条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物の建築(特定増改築)の工事を取りやめる旨の申出書(別記様式第14号)により市長に申し出なければならない。

(平29規則20・追加)

(建築物の工事の完了の報告)

第12条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに、建築物の建築(特定増改築)の工事が完了した旨の報告書(別記様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(平 2 9 規則 2 0 ・ 追加)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書申請書に添付する図書)

第 1 3 条 施行規則第 2 3 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録機関等が行う技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録機関等が認定基準に適合するとした評価書面の写し
- (2) 共同住宅等である場合にあつては、住宅の規模等を示す建築物別概要書(別記様式第 1 6 号)
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 法第 3 0 条第 2 項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)又はその写しを市長に提出しなければならない。

(平 2 9 規則 2 0 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正)

(法第 3 0 条第 3 項の通知等)

第 1 4 条 法第 3 0 条第 3 項(法第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書(別記様式第 1 7 号)に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書又はその写しを法第 3 0 条第 3 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

(平 2 9 規則 2 0 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正)

(認定しない旨の通知)

第 1 5 条 市長は、法第 3 0 条第 1 項(法第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 3 6 条第 2 項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第 1 8 号)により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(平29規則20・旧第5条繰下・一部改正)

(建築物の新築等の状況等に係る報告)

第16条 法第32条の規定によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定に基づく報告書(別記様式第19号)により行うものとする。

2 法第38条の規定による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関しての報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定に基づく報告書(別記様式第20号)により行うものとする。

(平29規則20・旧第6条繰下・一部改正)

(改善命令)

第17条 法第33条の規定による改善命令は、改善命令書(別記様式第21号)により行うものとする。

(平29規則20・旧第7条繰下・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第18条 法第34条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書(別記様式第22号)により行うものとする。

2 法第37条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書(別記様式第23号)により行うものとする。

(平29規則20・旧第8条繰下・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第19条 施行規則第29条の規定により施行規則第26条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書(別記様式第24号)の正本又は副本に、それぞれ施行規則第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が施行規則第26条の軽微な変更該当していると認めるときは、建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第 25 号）に前項の申請書の副本及びその添付図書（非住宅部分に係る部分に限る。）を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

（平 29 規則 20 ・ 追加）

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事完了報告）

第 20 条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第 26 号）を市長に提出しなければならない。

（平 29 規則 20 ・ 旧第 9 条繰下 ・ 一部改正）

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事取りやめる旨の申出等）

第 21 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書（別記様式第 27 号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、認定建築主から前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すものとする。

3 第 18 条第 1 項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（平 29 規則 20 ・ 旧第 10 条繰下 ・ 一部改正）

（認定建築主の変更）

第 22 条 認定建築主が、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物又は住戸を譲受人に譲り渡したときは、当該認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、名義変更届（別記様式第 28 号）に当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定書を添えて行うものとする。

(平 2 9 規則 2 0 ・ 旧第 1 1 条繰下 ・ 一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定等事項証明書の交付)

第 2 3 条 法第 2 9 条第 1 項若しくは法第 3 1 条第 1 項又は法第 3 6 条第 1 項の規定による認定に関する証明書の交付を受けようとする者は、当該の交付に係る対象を特定し、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等事項証明書交付請求書（別記様式第 2 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等事項証明書（別記様式第 3 0 号）を交付するものとする。

(平 3 0 規則 3 1 ・ 追加)

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 9 年近江八幡市規則第 2 0 号）

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の規定は省令附則第 2 条第 1 項及び第 3 項において読み替えて準用する省令第 1 2 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書について、第 1 0 条の規定は法附則第 3 条第 9 項の規定による特定増改築に係る特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況についての報告について、第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は法附則第 3 条第 2 項の規定による届出又は法附則第 3 条第 7 項の規定による通知に係る特定増改築の工事の取りやめ及び完了について、それぞれ準用する。

付 則（平成 3 0 年規則第 3 1 号）

この規則は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する